平成２４年（フ）第１３２号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目14番14―407号、前住所大阪府和泉市伯太町２丁目７番４―505号
債務者　大谷　正子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
大阪府泉南郡熊取町大久保中４丁目３番４号、前住所大阪府泉南郡熊取町山の手台１丁目22番６号
債務者　平野　晶子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
大阪府和泉市伏屋町２丁目２番７―401号
債務者　神田のり子（旧姓生駒）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
大阪府岸和田市南上町２丁目４番25号シャルマンフジ南上町207号
債務者　橋岡　直人
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
大阪府岸和田市南町16番23号シャトー岸和田201号、前住所大阪府大阪市港区池島３丁目６番10号丸松マンション201号
債務者　山口　和馬
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
大阪府岸和田市南町16番23号シャトー岸和田201号、前住所大阪府大阪市港区池島３丁目６番10号丸松マンション201号
債務者　山口　美穂
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地67棟701号、前住所大阪府泉南市新家6247番地
債務者　伊勢　鉄男
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1033番地の１、前住所大阪府泉大津市菅原町14番14号ハイツ菅原Ａ―122号
債務者　河野　礼子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
香川県高松市屋島西町2307番地７　サンタウン21―Ｂ101号室
債務者　綾野　豊文
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５０号
香川県東かがわ市吉田622番地１　市営住宅栄団地12棟５号
債務者　田渕　龍男
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５６号
香川県高松市宮脇町２丁目30番35―204号市住
債務者　岡田　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第１０号
愛媛県宇和島市丸穂町１丁目５番６号　春日荘10号
債務者　上原　　崇
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１１号
愛媛県宇和島市丸穂町１丁目５番６号　春日荘10号
債務者　上原　亜紀
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１２号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2765番地１
債務者　橋本　淳子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１３号
愛媛県宇和島市大浦甲977番地１
債務者　平尾　勝年
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１４号
愛媛県宇和島市大浦甲977番地１
債務者　平尾　和代
1　決定年月日時　平成24年３月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部